

ごみ一時保管庫等整備費補助のお知らせ

ダスターステーション周辺の清潔保持、ごみの資源化の促進のため、ごみ一時保管庫、資源物保管庫及び折りたたみ式ボックスの整備費の一部を補助します。

補助を受けるためには事前に申請が必要です。購入後の申請はできません。

1 対象

- ごみ一時保管庫及び折りたたみ式ボックス
市の委託業者による収集を行っているダスターステーションを管理する町内会、自治会等（当該ダスターステーションを利用する任意の市民団体でも可能）
※アパート、マンションについては対象外の場合があります
- 資源物保管庫
資源物の集団回収を行っている町内会、自治会、子ども会等

2 補助金額

品目	使用目的	補助率	上限
ごみ一時保管庫	ごみの散乱防止	1 / 2	100,000円
資源物保管庫	資源物の一時保管		
折りたたみ式ボックス	ごみの散乱防止		

※補助金額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額とします。

※対象となる経費はごみ一時保管庫等の購入、製作及び設置に要する費用とし、以下の費用は除きます。

- ごみ一時保管庫等の運搬及び修繕に要する費用
- 土地の貸借料
- 既存物の撤去及び処分に要する費用

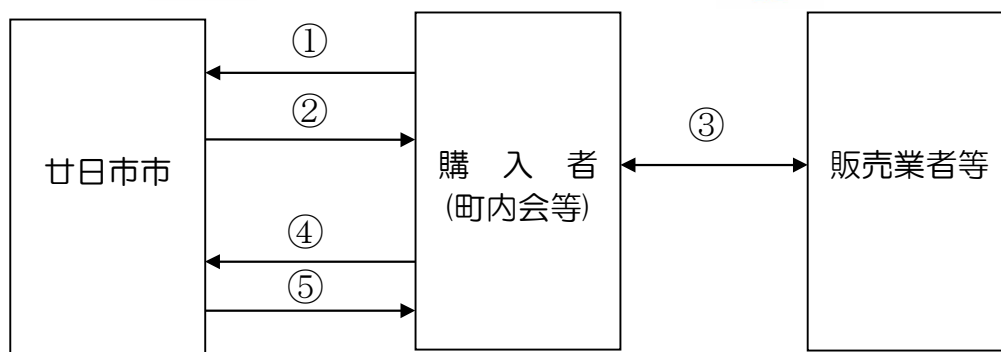
4 受付期間 令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

5 注意事項

- 補助金の総額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。
- ごみ一時保管庫及び資源物保管庫は、設置場所の土地所有者の同意が必要です。
- 補助金を活用したダスターステーションについて、補助を受けた年度の翌年度から、ごみ一時保管庫及び資源物保管庫は10年間、折りたたみ式ボックスは5年間、原則、同様の補助を受けることができません。



～申請の流れ～



- ①補助金交付申請書に町内会長・自治会長等が必要事項を記入して、廿日市市役所循環型社会推進課へ提出してください。なお、予算に限りがありますので、補助が受けられない場合があります。

＜申請時の提出書類＞

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・ごみ一時保管庫等を設置しようとする場所の位置図及び当該場所を撮影した写真
- ・仕様書その他のごみ一時保管庫等の規格を記載した書類（ごみ一時保管庫等を制作する場合にあっては、その設計図）
- ・対象経費の額が記載された見積書等の写し
- ・ごみ一時保管庫又は資源物保管庫を設置する場合にあっては、次に掲げる書類
ア 設置同意書（別記様式第3号）その他ごみ一時保管庫又は資源物保管庫を設置する土地の使用の権原を有することを証する書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

＜提出方法＞

廿日市市役所 循環型社会推進課へ郵送または持参

- ②審査の上、補助が決まった場合は補助金交付決定通知書を送付します。

- ③町内会等が対象物を購入・設置してください。

- ④設置後、30日以内または3月31日までのいずれか早い日までに補助事業実績報告書を廿日市市役所循環型社会推進課に提出してください。

＜実績報告時の提出書類＞

- ・補助事業実績報告書（様式第5号）
- ・対象経費の種類及び額が記載された領収書の写し
- ・ごみ一時保管庫等の設置後の状況を撮影した写真
- ・口座振替依頼書（市に口座登録がない団体のみ）
（請求者以外の口座を指定する場合は委任状が必要です）
- ・その他市長が必要と認める書類

- ⑤審査の上、内容が適正と認められた場合には、補助金交付額確定通知書を送るとともに、補助金を交付します。

問合せ・提出先 廿日市市役所 循環型社会推進課 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1 電話番号 0829-30-9133 FAX 0829-31-0999
--